

川口市協働推進条例（通称 まちはみんなでつくるもの条例）
の手引き

「通称 まちはみんなで作るもの条例」 について

本市は、「まちはみんなで作るもの」という精神で市政を進めてきました。協働推進条例の通称名にその精神を込めて表わしています。

目次

第1条（目的）	第10条（協働を推進する体制の整備）
第2条（定義）	第11条（協働推進委員会の設置）
第3条（基本理念）	第12条（委員会の所掌事務）
第4条（協働の原則）	第13条（委員会の組織及び運営）
第5条（市民等の役割）	第14条（国等との連携）
第6条（市の役割）	第15条（条例の見直し）
第7条（協働の人づくり）	第16条（委任）
第8条（協働の提案）	附則
第9条（地域における協働の仕組みづくり）	

〔説明〕

本条例を体系として整理すると目次のようになります。第1条から第3条は全体に通用する包括的な規定について、第4条から第6条は協働の原則について、第7条から第16条は協働を推進するための仕組みについて定めています。

【条例の構成についての説明】

条例の規定は、通常「条」を基準に構成されます。

「条」がいくつかの段落に分かれている場合、この段落を「項」といいます。最初の段落を「第1項」、以降順番に「第2項」「第3項」…と言い表します。第2項以降には、通常その先頭に「2」「3」…と数字が振られます。

条文中で箇条書きを用いる場合には、(1)(2)(3)…のように括弧書きの数字が振られます。これらを「号」といい、「第1号」「第2号」「第3号」…と言い表します。1つの号の中をさらに細分化して列記する必要がある場合には、「ア」「イ」「ウ」…と言い表します。

(目的)

第1条 この条例は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第5条第3項の規定に基づき、本市における協働の基本理念、協働を推進するための原則、市民等及び市の役割その他の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

[説明]

- (1) ここでは、川口市協働推進条例の目的を明らかにし、定めています。最初に本条例が川口市自治基本条例にもとづいて定めるものであることを明記しています。
- (2) 自治基本条例では、「協働」については、重要な項目と受け止め、総則の場所に位置付けられています。同条例第5条第3項では、協働を推進するために条例を整備することが明記されています。自治基本条例は平成21年4月1日から施行されましたが、協働の推進に関しては、ある程度時間をかけて検討していく必要があることから、別に条例で定めるものとし、その期限は、附則第2号により、平成24年4月1日までに規定で定めることとされました。
- (3) 川口市協働推進条例を定める目的は自治の実現にあり、自治とは市民が市民として幸せに暮らせる地域社会の実現を目指すものとし、そのために、①協働の原則、②仕組みの2つを明らかにし、協働を推進するために必要な事項を定めることを述べています。

[参考]

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第5条

(市民と市の協働)

第5条 市民は、自治を実現するために、市と協働することができる。

- 2 市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする。
- 3 協働を推進するために必要な事項は、別に条例で定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市民（市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。

以下この号において同じ。）

イ 地縁団体（町会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）

ウ 市民団体（市民が主体的に組織した団体をいう。以下同じ。）

(2) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (4) 教育機関等 学校その他の教育機関及び研究機関をいう。
- (5) 協働 市民等が、市と川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治を実現するために、知恵と力をともに出し合う行為及び活動をいう。

〔説明〕

- (1) ここでは、この条例の解釈にあたり明確にしておかなければならない、協働の定義とその担い手について定めています。
- (2) 第1号は、「市民等」の定義です。

第1号アは、「市民」について述べています。

この条例では、市外から市内に在勤、在学する方や市内で活動している個人（自然人）も、本市のまちづくりに力を発揮していただくことが期待されるとの考えから、「市民」に含めています。活動とは、公共的な活動のみならず、社会を豊かにする多様な活動を想定しています。なお、国籍を問うものではありません。
- (3) 第1号イは、「地縁団体」について述べています。

いわゆる町会・自治会等の地域的な共同活動を行っている団体です。マンション管理組合なども、本市においては、地域における協働の取り組みの担い手としての役割を果たすものと考えられます。
- (4) 第1号ウは、「市民団体」について述べています。

共通の関心に基づき自主的に形成された団体（テーマ型コミュニティ）で、いわゆるNPO法人、ボランティア団体、趣味やスポーツなどの生涯学習団体等を想定しています。法人格の有無を問うものではなく、非営利活動の任意団体も含まれます。なお「非営利」とは、無償で活動したり、活動により利益を上げないということではなく、活動に必要な費用を確保した上で差し引いた利益は団体の構成員に分配せずに社会貢献の費用とするという意味です。
- (5) 第2号は、「市」の定義です。

一般的には、「市」というと法人としての「川口市」のことを指しますが、この条例では、「市」については、議会と市長その他の執行機関のことをいいます。
- (6) 第3号は「事業者」の定義です。

「事業者」とは市内で営利活動を行う個人や法人を含み、ほかに、社会福祉法人、医療法人、農商工団体等を想定しています。「事業者」は、川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第10条で、「地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自治の実現に寄与するよう努める」と規定されています。また、川口市自治基本条例の手引きの中では、「市との協働には、地縁による団体、市民団体（NPO法人等を含む）や事業者も当然のことながら想定しています」と記載している通り、協働の推進においてもその担い手として位置付けられています。
- (7) 第4号は「教育機関等」の定義です。

小学校、中学校、高等学校、大学（短期大学を含む）、社会教育施設、公共職業能力開発施設（大学校）、専修学校、各種学校などを、「研究機関」とは公共、大学、民間で設置する研究所を想定しています。こうした団体が、自らの専門性をより積極的に活かすとともに、教育を通じて協働の担い手を育成する重要な役割を果たすことから一つの項目として記載しております。

(8) 事業者及び教育機関等は、市民や市と協働の基盤となる活動を行うことによって、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが期待されています。

(9) 第5号は、「協働」の定義です。

一般的に「協働」は多様な場面で使われる用語です。多様な協働の担い手の間で構築する基本的な協力関係や、連携・協力による事業を想定した場面で使われます。

本市においては、自治基本条例第2条第3号に規定する自治、すなわち「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会を築く」ために、「まちはみんなでつくるもの」という精神に基づいて「知恵と力を共に出し合う行為及び活動」を本市における「協働」として位置付けています。その考え方にに基づき、協働の担い手が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することを基本的な考え方としています。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

(10) 但し、営利や布教、政治を目的とした行為及び活動を除きます。

反社会的団体は除きます。

[参考]

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第2条第3項

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 自治 市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことをいう。

§ 用語の解説 §

【市長その他の執行機関】

市長のほか、それぞれ行政執行権限を有する地方自治法第180条の5から第202条の2で規定している各種委員会及び委員（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）を指します。なお、職員は主にこれらの執行機関が任命し、その命により職務を行います。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念により、協働を推進する。

- (1) 互いの違いを認め合い、多様で開かれたつながりを創造すること。
- (2) それぞれの強みを生かし、人、地域及び社会を成長させ、次世代につなげていくこと。

[説明]

- (1) ここでは、協働の基本理念として、協働に対する姿勢や考え方を規定しています。
- (2) 本条例においては、自発的な市民個々の多様性を認識しあうとともに、市民同士または市政の運営とよりよい関係を構築し、ともに社会を支えあうことを基本理念としています。
- (3) 第1号は、協働の担い手の相互関係について定めています。市民一人ひとりの固有の価値や個性を尊重し、多様なつながりを創ることによって相互に新しい可能性を生み出し育ててゆくべきことを述べています。
- (4) 第2号は、多様な協働の担い手のそれぞれの長所を生かす社会づくりについて述べています。協働の担い手が、時代や社会情勢の変化等に応じてそれぞれの役割や、地域、社会のあり方についての意識を変え、人と地域、社会全体を成長させるとともに、子供たちや次の時代に継承してゆくことが協働の基本理念であることを述べています。

(協働の原則)

第4条 市民等及び市は、協働を行うときは、互いの自主性を尊重し、理解し合うとともに、協働の社会性を高めるよう努めるものとする。

2 市民等及び市は、情報が互いの共有財産であることを認識するとともに、協働を行う場合においては、分かりやすい形で双方向から発信し、その活用に努めるものとする。

[説明]

- (1) ここでは、協働の目的を達成するための基本的な原則を定めています。
- (2) 第1項は、協働の担い手の相互尊重についてです。
協働の担い手はそれぞれの立場や性格に応じて自らの求めるところによって活動しています。その目的、活動内容、方針、規模などは多様です。協働を行う前提として、互いの自主性を尊重し、共感することが重要です。一方的な要求になったり、権利の濫用になってはなりません。ここでの社会性とは、協働するとき、広く市民の共感が得られることをいいます。
- (3) 第2項は、情報共有についてです。協働を進めていく上で、互いに情報を共有することが重要です。本市では、市が説明の責務を果たし市政への市民参加と協働の推進を図るため、情報の「公開」に関して必要な事項を情報公開条例で定めています。本条例では、協働の担い手が双方向で、情報を「発信」「活用」すべきことについて述べています。情報を分かりやすく適切に流通させるためには双方が

情報管理に努力することが求められます。

[参考]

川口市情報公開条例（平成 12 年 9 月 27 日 条例第 49 号）（第 1 条）

（市民等の役割）

第5条 市民等は、協働の基盤となる市民等による公益のための自主的な活動の社会的な役割を理解するとともに、地域の一員であることを自覚し、自らも地域及び社会への関わりを持つよう努めるものとする。

2 市民等は、協働を行うときは、自らの意見及び行為に責任を持ち、公益のために主体的に取り組むよう努めるものとする。

[説明]

(1) ここでは、市民等の役割について述べています。

(2) 第 1 項は、地域や社会への貢献について定めています。市民等とは、第 2 条第 1 号に定めた市民、地縁団体、市民団体をいいますが、本条例第 9 条第 2 項に記載した地域における協働においては、事業者、教育機関等も同様の役割が期待されます。それらは多様な価値を自ら追求しながら地域や社会を構成しており、市民全体として、社会における幅広いニーズへの対応、安心の実現、活力の維持などに大きく貢献しています。その役割を理解するとともに、市民自らが地域や社会の一員であることを自覚し、地域社会と社会全体の両方に関わりを持つように努めることを規定しています。

(3) 第 2 項は、主体的な関わりと社会的責任について定めています。市民等は、協働するとき、自らの意見と行為に責任を持つ必要があります。地域社会や社会全体に関心を持ち、その課題を人任せにせず、まちを良くするために自分に何ができるかを考え、自発的に取り組むように努めることを述べています。事業者、教育機関等も同様の役割が期待されます。なお、市民はそうした活動を通じて自治を実現することができるのであって、活動を強制されるものではありません。

（市の役割）

第6条 市は、市民等の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進するものとする。

2 市は、地縁団体及び市民団体が、本市の協働の推進において重要な役割を担い、又はそれが期待されることから、これらによる公益を目的とする活動を支援するものとする。

3 市は、人のつながりが協働の基盤であることを踏まえ、多様で開かれたコミュニティづくりを支援するものとする。

4 市は、職員に協働への理解を促し、それに取り組む意欲を高めるとともに、職員が協働に関わる場とすることができる場及び機会を広げるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働を行う上での市の役割について定めています。
- (2) 市は、協働のための環境を整える上で、重要な役割を担っています。第6条は主としてその点について規定しています。市は、自治基本条例第22条（行政組織）で規定するように、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となる組織に整備する必要があります。協働についても、責任の所在を明らかにした上で、誠実に対応します。
- (3) 第1項では、協働を推進するにあたり、市は、市民の知恵と力を引き出し、協働を総合的かつ効果的に推進する役割があることを定めています。単に任せてしまうのではなく、役割を分担し、よりよい成果が得られるよう、目標の設定、よりよい関係の構築、推進方法等など全体の調整をおこないます。そのためには市民の視点、知恵と力等を市の運営に活かすことが重要です。
- (4) 第2項では、自治基本条例第9条（地縁による団体及び市民団体による活動）に定められていることを踏まえ、さまざまな協働の主体の中でも、地縁団体や公益を目的とした活動をする市民団体を協働の中心的な担い手と位置付け、支援することを定めています。なお、これは地縁団体と市民団体以外に協働の担い手がないということではありません。
- (5) 第3項は協働の基本である「つながり」が重要であり、それを踏まえた上で、基本理念の第3条第1項で定めた「互いの違いを認め合い、開かれた多様なつながりを創造する」という考え方からコミュニティを支援することを定めています。
- (6) 第4項では、職員の育成について述べています。協働の現場での実際の対応や協働推進において、職員の意識が重要であることから、研修等による理解を促すとともに、協働に直接関わる場や機会を増やすことを定めています。

職員については、自治基本条例第24条で「職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない」と規定されており、協働の推進においても同様の役割が期待されます。

〔参考〕

川口市は市の基本構想第四次総合計画で、「市民同士および市民と市が共に協働することができる環境づくり」の推進を定めています。

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第9条

（地縁による団体及び市民団体による活動）

第9条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重

しなければならない。

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 22 条

（行政組織）

第 22 条 市長その他の執行機関は、その組織を、市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 24 条

（職員の責務）

第 24 条 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

（協働の人づくり）

第 7 条 市民等及び市は、協力して協働の担い手の育成に努めるものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、条例の担い手の育成について定めています。
- (2) 協働は人と人とのつながりの上に行われるものであり、協働の推進は、担い手の育成を抜きにして語れません。担い手の育成は重要であるため、「まちはみんなで作るもの」という通称のとおり、市民誰もが皆取り組むものとし、仕組み部分の最初の条文として定めています。ここでいう「みんな」とは協働に関わる、市民等、市、事業者、教育機関等を表します。また、次世代につながる「市民が市民として幸せに暮らせる地域社会」の実現のために、青少年から高齢者まで含めてみんなの協働への関心を高め、参加の機会を拡大することを想定しています。

〔参考〕

また川口市は市の基本構想の中で、基本理念の(4)に「人づくり・ものづくりの継承と発展」を定めています。

（協働の提案）

第 8 条 市は、協働の提案に必要な制度を整備するものとする。

2 市は、市民等から協働の提案を受けたときは、提案者の立場に立って誠実に協議するものとする。

〔説明〕

- (1) ここでは、協働の提案について定めています。
- (2) 第 1 項は提案制度の整備について定めています。協働の担い手が発意し、協働で行う事業を提案、実施するための「協働事業提案制度」をつくることを想定しています。制度を整えることによって、提案した協働がより効果的に行われることを目指した規定となっています。「協働事業提案制度」は多様な協働の担い手に応じた様々な形態や支援の方法が想定されます。
- (3) 自治基本条例では、第 5 条第 2 項において「市は、市民から協働を求められたときは、これに対し当該市民と誠実に協議するものとする」と定めています。これを受けて、第 2 項では、協働提案を受けた際に市が責任を持って対応(相談、応答、記録等)をすることを定めています。

「提案者の立場に立って」とは、川口市自治基本条例第 22 条の手引きのとおり、市民にとってわかりやすく、市民ニーズに叶う、公的責任を果たせるものであること等を包含した表現です。市は、本条例第 6 条に基づき「協働を総合的かつ効果的に推進する」ものです。

(地域における協働の仕組みづくり)

第 9 条 市民等及び市は、地域の特色や特性を生かすための活動又は地域の課題等をともに考えて解決する活動を行う場を設けること及びこれらの活動を行うための組織の整備をするよう努めるものとする。

2 市は、市民等が他の市民等、事業者又は教育機関等とともに前項に規定する活動が、協働の基盤となることを踏まえ、これらの活動を推進するものとする。

[説明]

- (1) ここでは、地域における協働の仕組みづくりについて、定めています。
- (2) 地域の特色や特性を生かして、地域の課題を解決する場として、「まちはみんなで作るもの」という通称のとおり、協働の担い手誰もが参加でき、連携していく組織づくりを想定しています。
- (3) 自治基本条例第 8 条と第 9 条ではそれぞれ、市民同士の助け合いを通じた自治の実現と、地縁団体による活動を通じた自治の実現について定めており、前項に規定する活動が協働の推進において重要であることから、市が支援するものとしています。

[参考]

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 8 条

(市民の互助)

第 8 条 市民は、互いに助け合い、自治を実現するものとする。この場合において、市民は、互いの権利及び利益を尊重しなければならない。

川口市自治基本条例（平成 21 年条例第 6 号）第 9 条

(地縁による団体及び市民団体による活動)

第9条 市民は、町会、自治会等の地縁による団体及び自主的に形成された市民団体による活動を通じて自治を実現することができる。

2 市民及び市は、前項に規定する地縁による団体及び市民団体を、自治を実現する担い手として尊重しなければならない。

(協働を推進する体制の整備)

第10条 市は、協働を推進するための総合的な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等からの協働の提案について総合的な調整を行う窓口を設置するものとする。

[説明]

(1) ここでは、協働を推進する体制の整備について、定めています。

(2) 第1項において、総合的な推進体制とは、協働の推進に対応した行政組織の役割分担、責任体制の整備や構築を想定しています。

自治基本条例第23条第2項で規定されているように「職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の遂行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努める」ことが重要です。

(3) 第2項では、市民等からの協働の提案について総合的なコーディネートを行う窓口の設置について明記しています。協働の提案については、基本的に市の各部署が直接対応します。しかし、その内容は多岐に渡り、担当部署がはっきりしない場合や複数の場合、市民同士の協働における情報提供が必要な場合など、現在の体制では対応が難しくなっています。そのため、このような提案については、関係する可能性がある該当部署およびその他外部の機関と協議や連携をしながら、この窓口が総合的な調整を担当することを想定しています。

[参考]

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第23条

(行政組織)

第23条 市長その他の任命権者は、適切に職員を配置し、これを指揮監督しなければならない。

2 市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の執行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。

(協働推進委員会の設置)

第11条 この条例の運用状況について検討し、協働を総合的に推進するため、川口市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

〔説明〕

- (1) ここでは協働推進委員会の設置について定めています。
- (2) 「川口市協働推進委員会」は、①条例の運用状況についての検討や、②総合的な協働推進のための活動を行います。
- (3) 運用状況についての検討とは、市の協働のため環境整備や市民等の協働の取り組みなどについての現状と課題を把握し、条例をより効果的に運用していくことを想定しています。
- (4) 総合的な協働推進とは、たとえば、協働推進方針の策定、普及啓発、学習機会の創出、活動拠点の確保と運営、情報共有の基盤整備、地縁団体や市民団体などの連携、市と協働するためのルールづくり、協働のための資金運用等が想定されます。

（委員会の所掌事務）

第12条 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況の検証その他協働の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

〔説明〕

- (1) ここでは委員会の所掌事務について定めています。
- (2) 委員会は、この条例の運用状況を必要な時期に見直し、評価します。市長の諮問に応じて、協働の推進に関する重要事項について調査や審議をし、答申を行います。そのほか、協働の推進に関して委員会の発議で市長に提言を行うことも想定しています。

（委員会の組織及び運営）

第13条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

〔説明〕

- (1) ここでは、委員会の組織と運営について定めています。

- (2) 第1項では委員数について、15人と定めています。
- (3) 第2項では委員の構成について定めています。「(1)市民」の委員については公募の枠をできる限り多く設けることを想定しています。
- (4) 第3項では委員の任期について定めています。
- (5) 第4項では第1～3項に定めるもの以外で委員会の組織と運営に関して必要な事項は、別に規則で定めることとしています。

(国等との連携)

第14条 市及び市民等は、協働の推進に当たり、国、埼玉県、近隣の地方公共団体その他関係団体等との連携に努めるものとする。

[説明]

- (1) ここでは、協働の推進のため、市の枠を超えた広範囲の連携について定めています。
- (2) 広域的な視点からの連携は、自治基本条例第31条第1項と第2項で規定されているように、市内に留まることなく、広く、国や埼玉県、隣接の地方自治体、諸外国並びに同じ目的をもつ関係団体など行われることもあります。ここでは、市と市民が広い視野を持って、共通の課題解決のために、連携して果たすべき役割に努めることを定めています。

[参考]

川口市自治基本条例（平成21年条例第6号）第31条

(国及び他の地方公共団体との連携並びに国際交流)

第31条 市は、広域的な視点から、国又は全国若しくは近隣の地方公共団体と共通する課題に対して、これらと対等な立場で相互に連携し協力するよう努めなければならない。

2 市は、平和、人権、環境、資源等の地球的規模の諸問題に関し、国際社会に果たすべき役割を認識して、広く国際交流に努めるものとする。

(条例の見直し)

第15条 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

[説明]

- (1) ここでは、川口市協働推進条例の見直しに関して定めています。
- (2) 時代や社会情勢の変化等によって、条例で定めるべき内容は変わってくる場合があります。また、条例を施行し、運用する中で、想定していないことが発生したり、運用に当たって問題が生じること

もあります。そうしたことから、市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する必要性を明示することによって、実際的に活用される条例を目指します。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

〔説明〕

(1) ここでは、この条例に定めるもの以外で、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

附 則

この条例は、川口市自治基本条例附則第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第11条から第13条までの規定は、規則で定める日から施行する。